

議案第四十八号

職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。



昭和四十八年五月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾八年五月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の休日及び休暇に関する条例（昭和四十五年条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する日」を「規定する休日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。